

富山県立大学スクールバス（小杉駅－射水キャンパス間）運行業務委託仕様書

1 委託業務名

富山県立大学スクールバス（小杉駅－射水キャンパス間）運行業務

2 目的

次の路線の富山県立大学スクールバスの運行を実施するもの

富山県立大学 小杉駅－射水キャンパス間スクールバス

3 業務内容

①運行期間

別紙「令和7年度 富山県立大学年間運行予定表」を基本とし、1カ月単位の運行計画を発注者が立て、その前月の25日までに次月の運行計画を受注者に連絡するものとする。

ただし、4月分の運行計画は、契約締結後速やかに連絡するものとする。

なお、新型コロナウイルス感染防止対策等のため、遠隔授業や休講となった場合は運休若しくは減便の可能性がある。

②運行ダイヤ

上記運行期間のうち、「○」の日（全237日）の便数及びダイヤは以下のとおりとする。

乗降場	1-2 限(9時00分開始)					休 憩	3-4 限(10時40分開始)		
小杉駅発着	7:45	8:00	8:20	8:35	8:50		9:40	10:00	10:28
大学発着	7:53	8:08	8:28	8:42			9:50	10:10	

③運行バス形態

大型バス（定員50名以上） 1台

④運行経路

運行経路は以下のとおりとする。



(地理院地図を加工して作成)

※射水キャンパス噴水広場、小杉駅南口ロータリーに発注者がバス停を設置するので、バス停で乗降を行うこと。

4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 その他の事項

①一般事項

バスの運行の実施にあたって、学生及び教職員等の乗員（以下「学生等」という。）の安全に留意するとともに、次の事項について十分注意すること

- ・バスの運行に係る一切の経費は受注者が負担すること。
- ・運行にあたり、運転手に安全運転を周知徹底させるとともに、運転手は、安全には特に気を配り、絶対に無理な運転はしないこと。
- ・その他、細部については発注者の指示に従うこと。

②損害賠償

バスの運行に関し発生した損害（大学及び学生等並びに第三者に及ぼした損害を含む。）のため生じた経費は、受注者が負担する。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰する事由による場合においては、この限りでない。

③運転手

- ・バスの運行には、熟練した運転手を充て、バス運行の実施に支障のないよう努めるとともに、最善の手段を取ること。
- ・受注者は、運転手の労務管理並びに安全管理について十分な注意を払い事故防止に努めるとともに、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、その他関係法令によるすべての責任を負うこと。

④連絡

- ・バスの運行中には、発注者が学生等及びバス運行状況等の把握ができるよう、携帯電話等を常備すること。
- ・万一、事故等により、負傷者等が出た場合、運転手が直ちに関係機関（警察、消防等）に連絡するとともに、速やかに発注者へ連絡し指示を仰ぐこととする。
- ・冬期間において道路状況による運行に遅れが出た場合は、発注者に現在地及び延着時間等を連絡するものとする。

⑤その他

- ・この仕様書にない運行上の細目については、発注者と受注者が随時協議し決定する。